

福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家に関し、その倒壊等による被害の防止のための適切な管理に資する事項等を定めることにより、その被害から市民の生命、身体又は財産を保護するための対策の強化を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在する建物（これを構成するもの等を含む。）及びこれに付随する工作物で、現に使用されていないものをいう。
- (2) 倒壊等 老朽化又は台風等の自然災害による倒壊、落下又は飛散をいう。
- (3) 所有者等 空き家の所有者（遺産分割を了していない空き家の共同相続人を含む。）及び管理者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空き家について、倒壊等により他人の生命、身体又は財産に被害を生じさせることのないよう適切に管理しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、空き家の倒壊等による被害の防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

- 2 市は、所有者等に対し、空き家の倒壊等による被害の防止のために必要な支援を行うことができる。

(調査)

第5条 市長は、空き家の倒壊等による被害の防止のために必要があると認めるときは、所有者等の特定のための調査、空き家の管理の状況の調査その他必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の調査を行うに当たっては、所有者等の特定に資する情報を有すると思われる者に対し、報告を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の調査を行うに当たっては、所有者等に対し、空き家の管理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該空き家及びその敷地に立ち入り、その管理の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。
- 4 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第3項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導等)

第6条 市長は、空き家の倒壊等による被害の防止のために必要があると認めるときは、所有者等に対し、その被害の防止に関し必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告及び公表)

第7条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 空き家の所在地

(2) 空き家の状況

(3) 所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合には、あらかじめ、当該公表をされるべき者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（緊急的被害防止措置）

第8条 市長は、空き家の倒壊等による被害の防止のために緊急の必要がある場合において、所有者等を確知することができないときその他特別の事情があるときは、その被害の防止のために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 前項の措置に要した費用は、原則として当該所有者等の負担とする。

（関係機関との連携）

第9条 市長は、空き家の倒壊等による被害の防止のために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署長その他の関係機関の長に対し、必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。